

札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第64号）新旧対照表（第5条関係）

現 行	改 正 後
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>6～13 (略)</p> <p><u>(協力病院等)</u></p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>6～13 (略)</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p>
<p>第25条 <u>養護老人ホームの設置者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第25条 <u>養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において、養護老人ホームの設置者は、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該養護老人ホームの設置者等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>養護老人ホームの設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該</p>
<p>2 (略)</p>	<p><u>入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 (現行のとおり)</p>
<p>現行</p>	<p>改正後</p>
<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第46条の2 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第35条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の対応方法を定めておかなければならない。</p>	<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第46条の2 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第35条第1項第2号に掲げる医師<u>及び協力医療機関の協力を得て</u>、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の対応方法を定めておかなければならない。</p>
<p>(新設)</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームの施設長は、当該特別養護老人ホームの他の職員に第33条、第36条から前条まで、<u>次条及び第49条並びに第50条において準用する第8条、第9条、第22条の2から第27条まで、第29条及び第29条の2の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>2 特別養護老人ホームの設置者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第47条 (現行のとおり)</p> <p>2 特別養護老人ホームの施設長は、当該特別養護老人ホームの他の職員に第33条、第36条から前条まで<u>及び次条から第49条の2まで並びに第50条において準用する第8条、第9条、第22条の2から第27条まで、第29条及び第29条の2の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p><u>(入所者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p>

	<p>第49条の2 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、 <u>介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> <u>を定期的に開催しなければならない。</u></p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第59条 (略)</p>	<p>第59条 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講する</p>
	<p><u>よう努めなければならない。</u></p>
<p>5 (略)</p>	<p>6 (現行のとおり)</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第61条 第3条、第4条、第8条、第9条、第22条の2、第24条から第27条まで、第29条、第29条の2、第31条、第32条、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第47条まで及び第49条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第55条第7項」と、同項第4号中「第27条第2項」とあるのは「第61条において準用する第27条第2項」と、同項第5号中「第29条第3項」とあるのは「第61条において準用する第29条第3項」と、第24条第3項第4号中「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第24条第2項第4号」とあるのは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第26条第2項第4号」と、第47条第2項中「第33条、第36条から前条まで、<u>次条及び第49条並びに第50条において準用する第8条、第9条、第22条の2から第27条まで、第29条及び第29条の2</u>」とあるのは「第53条及び第55条から第60条まで並びに第61条において準用する第8条、第9条、第22条の2、第24条から第27条まで、第29条、第29条の2、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第46条まで<u>及び第49条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p>	<p>第61条 第3条、第4条、第8条、第9条、第22条の2、第24条から第27条まで、第29条、第29条の2、第31条、第32条、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第47条まで、<u>第49条及び第49条の2</u>の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第55条第7項」と、同項第4号中「第27条第2項」とあるのは「第61条において準用する第27条第2項」と、同項第5号中「第29条第3項」とあるのは「第61条において準用する第29条第3項」と、第24条第3項第4号中「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第24条第2項第4号」とあるのは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第26条第2項第4号」と、第47条第2項中「第33条、第36条から前条まで<u>及び次条から第49条の2まで並びに第50条において準用する第8条、第9条、第22条の2から第27条まで、第29条及び第29条の2</u>」とあるのは「第53条及び第55条から第60条まで並びに第61条において準用する第8条、第9条、第22条の2、第24条から第27条まで、第29条、第29条の2、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第46条まで、<u>第49条及び第49条の2</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p>

第67条 第3条、第4条、第8条、第9条、第22条の2から第27条まで、第29条から第33条まで、第36条から第39条まで及び第41条から第48条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第67条において準用する第39条第5項」と、同項第4号中「第27条第2項」とあるのは「第67条において準用する第27条第2項」と、同項第5号中「第29条第3項」とあるのは「第67条において準用する第29条第3項」と、第24条第3項第4号中「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第2項第4号」とあるのは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第4号」と、第27条第3項、第29条第2項及び第30条第4項中「市町村」とあるのは「本市」と、第27条第4項中「市町村からの」とあるのは「本市からの」と、「当該市町村」とあるのは「本市」と、第47条第2項中「第33条、第36条から前条まで、次条及び第49条並びに第50条において準用する第8条、第9条、第22条の2から第27条まで、第29条及び第29条の2」とあるのは「第65条及び第66条並びに第67条において準用する第8条、第9条、第22条の2から第27条まで、第29条、第29条の2、第33条、第36条から第39条まで、第41条から第46条まで及び第48条」と読み替えるものとする。

（準用）

第71条 第3条、第4条、第8条、第9条、第22条の2、第24条から第27条まで、第29条、第29条の2、第31条、第32条、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第47条まで、第52条、第53条、第55条、第57条から第60条まで及び第66条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第71条において準用する第55条第7項」と、同項第4号中「第27条第2項」とあるのは「第71条において準用する第27条第2項」と、同項第5号中「第29条第3項」とあるのは「第71条において準用する第29条第3項」と、第24条第3項第4号中「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第2項第4号」とあるのは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第4号」と、第27条第3項、第29条第2項及び第30条第4項中「市町村」とあるのは「本市」と、第27条第4項中「市町村からの」とあるのは「本市からの」と、「当該市町村」とあるのは「本市」と

第67条 第3条、第4条、第8条、第9条、第22条の2から第27条まで、第29条から第33条まで、第36条から第39条まで、第41条から第48条まで及び第49条の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第67条において準用する第39条第5項」と、同項第4号中「第27条第2項」とあるのは「第67条において準用する第27条第2項」と、同項第5号中「第29条第3項」とあるのは「第67条において準用する第29条第3項」と、第24条第3項第4号中「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第2項第4号」とあるのは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第4号」と、第27条第3項、第29条第2項及び第30条第4項中「市町村」とあるのは「本市」と、第27条第4項中「市町村からの」とあるのは「本市からの」と、「当該市町村」とあるのは「本市」と、第47条第2項中「第33条、第36条から前条まで及び次条から第49条の2まで並びに第50条において準用する第8条、第9条、第22条の2から第27条まで、第29条及び第29条の2」とあるのは「第65条及び第66条並びに第67条において準用する第8条、第9条、第22条の2から第27条まで、第29条、第29条の2、第33条、第36条から第39条まで、第41条から第46条まで、第48条及び第49条の2」と読み替えるものとする。

（準用）

第71条 第3条、第4条、第8条、第9条、第22条の2、第24条から第27条まで、第29条、第29条の2、第31条、第32条、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第47条まで、第49条の2、第52条、第53条、第55条、第57条から第60条まで及び第66条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第71条において準用する第55条第7項」と、同項第4号中「第27条第2項」とあるのは「第71条において準用する第27条第2項」と、同項第5号中「第29条第3項」とあるのは「第71条において準用する第29条第3項」と、第24条第3項第4号中「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第2項第4号」とあるのは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第4号」と、第27条第3項、第29条第2項及び第30条第4項中「市町村」とあるのは「本市」と、第27条第4項中「市町村からの」とあるのは「本市からの」と、「当該市町村」とあるのは「本市」と

と、第47条第2項中「第33条、第36条から前条まで、次条及び第49条並びに第50条において準用する第8条、第9条、第22条の2から第27条まで、第29条及び第29条の2」とあるのは「第70条並びに第71条において準用する第8条、第9条、第22条の2、第24条から第27条まで、第29条、第29条の2、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第46条まで、第53条、第55条、第57条から第60条まで及び第66条」と読み替えるものとする。

は「本市」と、第47条第2項中「第33条、第36条から前条まで及び次条から第49条の2まで並びに第50条において準用する第8条、第9条、第22条の2から第27条まで、第29条及び第29条の2」とあるのは「第70条並びに第71条において準用する第8条、第9条、第22条の2、第24条から第27条まで、第29条、第29条の2、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第46条まで、第49条の2、第53条、第55条、第57条から第60条まで及び第66条」と読み替えるものとする。